



平成 16 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社イチヤ
代表者名 代表取締役社長 吉岡公和
(登録銘柄・コード 9 9 6 8)
問合せ先 取締役財務本部長
曾我部 達雄
(TEL 0 8 8 - 8 2 3 - 2 6 3 8)

株主による新株予約権発行差止め仮処分の申立てに関するお知らせ

平成16年5月12日開催の臨時株主総会において決議された、第2回新株予約権発行につき、当社の株主から差止め請求に係る仮処分の申立てがなされ、裁判所からその旨の通知を平成16年6月1日付で受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 差止め請求に至った経緯

当社は、新規事業の開発と育成のために平成14年11月16日付をもって、第1回新株予約権を発行しており、新株予約権者に対して、その権利行使の促進依頼を行ってまいりましたが、平成16年3月現在迄の行使状況は、発行総額の約1/4の行使で止まっており、その殆どが行使されない状態が継続し、事業資金および運転資金に影響が生じております。

そのため、改めて新株予約権を発行することで、当該事業資金および運転資金の確保を容易にし、当社の財務体質の強化と既存事業を含めた積極展開が可能となるものと判断したことから、第2回の新株予約権を発行することを決議し、平成16年5月12日開催の臨時株主総会において承認されましたが、下記株主様より新株予約権の発行について差止めの仮処分の申立てが裁判所に提出されたものであります。

2. 仮処分の申立てをした株主の名称等

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 名称 | 羅民詔 |
| (2) 住所 | 北京市海淀区西八里庄北里56-1-3 |
| (3) 所有株式数(所有割合) | 2,081,000株(2.15%) (平成16年5月6日付推定) |
| (4) 当社との事業上の関係 | 株主 |

3. 申立ての内容

平成16年5月12日に開催した、臨時株主総会において承認されたという第三者割当による新株予約権発行手続について、臨時株主総会決議に違法な議事進行及び議決権の定足数に重大な瑕疵があり、又、新株予約権の発行は羅民詔の当社に対する経営支配力を低減させ、著しく不公平なものであるなどとして、その差止めの仮処分を求めたものであります。

4. 裁判所の判断

保全の必要性が肯定できるものとして、新株予約権の発行を仮に差し止める。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、資金調達の一環として、これを取締役会及び株主総会で決議し、法的な瑕疵はなく何ら問題はないことから、即座に異議の申立て及び執行停止の申立てを行うものであります。

(ご参考)平成16年5月12日決議の新株予約権の概要

1. 新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の名称 株式会社イチヤ第2回新株予約権

(2)新株予約権の目的たる株式の種類及び数

株式の種類及び数 当社普通株式 150,000,000株
(新株予約権1個につき1,000株)

株式の数の調整

下記(9)に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式1株あたりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{株式数} = \text{払込金額} \div \text{行使価額}$$

(3)発行する新株予約権の総数 150,000個

(4)新株予約権の発行価額 1個につき200円(1株につき0.2円)

(5)新株予約権の発行価額の総額 30,000,000円

(6)新株予約権の割当先及び割当数 未定(当社の役員、従業員、会社関係者及び株主以外の特定の第三者とし、今後の取締役会で決定する。)

(7)新株予約権の申込期間 平成16年5月31日~平成16年6月1日

(8)新株予約権の払込期日 平成16年6月2日

(9)新株予約権の行使に際して払込をなすべき額(以下、「行使価額」という。)

行使価額は、1個につき25,000円又は、行使日の前日に相当する取引日の終値に0.9を乗じた価格(円未満切上げ)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方を行使価額とする。

行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は次の算式により調整される。(尚、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。)但し、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

尚、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

(10)新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額

当初3,750,000,000円

(11)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

当初1個につき25,200円(1株につき25.2円)

(12)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

当初3,780,000,000円

(13)新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(14)新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法293条ノ5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在7月31日及び1月31日に終了する各6ヶ月の期間)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(15)新株予約権の行使期間

平成16年6月3日から平成18年7月31日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(16)新株予約権の行使条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

(17)株式交換・株式移転における新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、次のに定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。

承継される新株予約権の内容の決定の方針

(ア) 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式

(イ) 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。

(ウ) 権利行使に際して払込むべき金額
承継前における価額と同額

(エ) 権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ

(オ) その他の権利行使の条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

(カ) 消却事由及び消却条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

(キ) 新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(18)譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれをすることができない。

(19)新株予約権証券の発行

新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。

(20)新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際し払込をなすべき額の算定理由

新規事業用資金と運転資金を機動的に調達すること及び財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また当社の株価の推移状況（業績の低迷等から当社の株価は低迷状態である）からブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通し（平成 16 年 7 月期売上高見込は 721 百万円、経常損失見込は 450 百万円）を踏まえて、新株予約権 1 個の発行価額は 200 円といたしました。

また、行使価額は、現在発行の第 1 回新株予約権の行使価額を基準としており、行使日の前日に相当する取引日の終値に 0.9 を乗じた価格に（ 2 ）に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方の金額を払込むべき金額といたしました。

(21)募集の方法

第三者割当の方法による。

(22)新株予約権の行使請求受付場所

当社高知本社 管理本部

(23)前期各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

2. 新株予約権発行の日程（予定）

平成 16 年 3 月 12 日（金）	新株予約権の発行に関する取締役会決議 新株予約権の発行決議通知書提出
平成 16 年 5 月 12 日（水）	臨時株主総会開催日（上程・決議） 取締役会決議（割当先・割当個数の決定）
平成 16 年 5 月 13 日（木）	有価証券届出書を財務局に提出
平成 16 年 5 月 29 日（土）	届出書効力発生日
平成 16 年 5 月 31 日（月）	新株予約権申込開始日
平成 16 年 6 月 1 日（火）	新株予約権申込期日
平成 16 年 6 月 2 日（水）	払込期日 新株予約権の発行日
平成 16 年 6 月 3 日（木）	権利行使開始日

3. 第2回新株予約権の割当先

割当先の氏名又は名称		Ascension Investments Inc
割当新株予約権総数(個)		50,000 個
新株予約権引受の際の払込金額		10,000,000 円
新株予約権行使の際の払込金額		1,250,000,000 円
割当先の内容	住所	Sea Meadow House, Blackburne Highway, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
	代表者の氏名	CHEUNG Hoi Wan
	資本の額	US \$ 50,000
	事業の内容	投資事業
当社との関係	出資関係	該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません
	役員の兼務関係	該当事項はありません

割当先の氏名又は名称		Island Fording Trading Limited
割当新株予約権総数(個)		50,000 個
新株予約権引受の際の払込金額		10,000,000 円
新株予約権行使の際の払込金額		1,250,000,000 円
割当先の内容	住所	Sea Meadow House, Blackburne Highway, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
	代表者の氏名	FONG Pui Shan Eba
	資本の額	US \$ 50,000
	事業の内容	投資事業
当社との関係	出資関係	該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません
	役員の兼務関係	該当事項はありません

割当先の氏名又は名称	Greendale Worldwide Corp
------------	--------------------------

割当新株予約権総数（個）		30,000 個
新株予約権引受の際の払込金額		6,000,000 円
新株予約権行使の際の払込金額		750,000,000 円
割当先の内容	住所	2nd Floor, Abbott Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
	代表者の氏名	Walker Limited
	資本の額	US\$ 1
	事業の内容	投資事業
当社との関係	出資関係	該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません
	役員の兼務関係	該当事項はありません

割当先の氏名又は名称		Nushine Capital Limited
割当新株予約権総数（個）		10,000 個
新株予約権引受の際の払込金額		2,000,000 円
新株予約権行使の際の払込金額		250,000,000 円
割当先の内容	住所	2nd Floor, Abbott Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
	代表者の氏名	Clarence Limited
	資本の額	US\$ 1
	事業の内容	投資事業
当社との関係	出資関係	該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません
	役員の兼務関係	該当事項はありません

割当先の氏名又は名称		Springwell Assets Limited
割当新株予約権総数（個）		10,000 個
新株予約権引受の際の払込金額		2,000,000 円
新株予約権行使の際の払込金額		250,000,000 円
割当先の内容	住所	2nd Floor, Abbott Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
	代表者の氏名	Tanaldi Limited
	資本の額	US \$ 1
	事業の内容	投資事業
当社との関係	出資関係	該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません
	役員の兼務関係	該当事項はありません

以 上